

『日本書紀』二題

—未知との出会い—

野田 嶺志

一

この頃の私の愛読書は『日本書紀』である。神代紀「天孫降臨」部分、神武紀、欠史八代の部分、武烈紀と、しつこく読んでいる。実に面白い。読めば読むほど、これまでの通念的理解とは程遠い恐ろしい論点がふりかかる。日本古代の創始者となる天孫は誰か。書紀は、三人の可能性を提示している如くに読めてきた。神武天皇の偉業とは何か。私ごときは、これまでは何度よみかえしてみても東征行がかきしるされていると思っていたが、これだけ二年よみつづけるなかで、私は、東征の語と東征行の記述は、西征の語と西征行の記述と一体になって編述されているのではないかと思う様になった。ここで詳述する訳にはいかないが、神武即位前紀のいわゆる神武東征伝記は、一つ一つの文章に整理してみると、冒頭に、(イ)天皇の語を持つ記事、(ロ)皇帥の語を持つ記事、(ハ)天皇、皇帥の語を持たない記事の三つのパターンの記事群にまとめられることに気がついた。この整理とこれまでの記紀研究の成果を私なりにつきあわせていくうちに、神武即位前紀を神武東征伝として読む

通念的理解に必ずしも従えないでいる。

通念的理解からのリニューアル。一言でいえば『日本書紀』の読みを通して、私自身の『日本書紀』の読み方に欠陥があったことを覚えた。私は、これまで『日本書紀』になにかを語らせようとした。しかし、私の読みでは『日本書紀』は、私がまだ知らないことを、なにひとつ語ってはくれなかったのではないかという思いが、この二年間につのってきた。通念的理解からのリニューアルのポイントは、これらの記述に託された未来への予見をどう受けとめることができるか、という点であると思うに至った。『日本書紀』の執筆者、編者の知と論理と認識を、私の想像力と洞察力と知が、がちりちりとぶつかりあい、きりむすびあうまでにならなかった私に通念的理解からのリニューアルは望むすべもない。

武烈紀の通念的理解からの脱却もまた、この二年間の読みのなかで生じつつある。武烈紀は、即位前紀の記述と、いわゆる本紀の部分とにおおまかに二分されよう。これまでの通念的理解は、後半部分の、いわゆる本紀部分を指摘して、武烈天皇の暴虐を示す記事は中

国の暴君の桀王・紂王のこととして記されている辞句から造作したもので、仁徳天皇を聖帝として扱う一方で武烈天皇を国を滅した桀・紂のような暴君として記すという中国風のやり方が用いられたと推測している。私は思う。武烈紀の編者、執筆者のメッセージはそういうことであったのか。

武烈天皇の暴虐記事とは次の如きものである。

- (イ) 一年秋九月。刻_レ孕婦_ノ腹_ヲ而_レ觀_ル其胎_ヲ。
- (ロ) 二年冬十月。解_レ人_ノ指_ヲ甲_ヲ使_テ握_ル誓預_ヲ。
- (ハ) 四年夏四月。拔_レ人_ノ頭_ヲ髮_ヲ使_テ昇_ル樹巔_ニ。斬_リ倒_ル樹_ノ本_ヲ。落_シ死_ル昇_ル者_ヲ為_ス快_ヲ。
- (ニ) 五年夏六月。使_テ人_ヲ伏_ス人_ノ塘_ニ楸_ヲ。流_シ出_ル於_テ外_ニ。持_テ刃_ヲ刺_シ殺_ス為_ス快_ヲ。
- (ホ) 七年春二月。使_テ人_ヲ昇_ル樹_ニ以_テ弓_ヲ射_シ墜_ル而_レ咲_ル。
- (ヘ) 八年春三月。使_テ女_ヲ裸_ニ形_ヲ坐_ス平_ノ板_ノ上_ニ。牽_リ馬_ヲ就_テ前_ニ遊_ル牝_ヲ。觀_ル女_ノ不_レ淨_ヲ。沾_シ濕_ル者_ヲ殺_ス。不_レ濕_ル者_ヲ沒_ス為_ス官_ノ婢_ヲ。以_テ此_ヲ為_ス樂_ヲ。

八年春三月条は、このあと「改_メ設_ル時_ヲ」という語句のあとに天皇の所業がいくつか列挙してある。すこし複雑になるので、ここでは上掲した史料(イ)～(ヘ)の六記事に関する私の読みを提示させて戴くこととしたい。読みのなかで感得したことは、これらの記事について、これだけの暴虐記事を何故並べたのかという疑問と、これらの記事に共通する特徴は何かという疑問は必ずしも同一ではないのではないかという

ことであった。もちろん、たしかに前者の疑問からも仁徳天皇以来の王統の断絶と継体天皇以降の新しい国家史の創始という未来の予告・予見の提示が読みとれるであろう。しかし、前者の疑問と後者の疑問のちがいは明白である。そのちがいはこれらの記事群のより具体的事実の読解にかかわっているということに思いたった。すなわち、前者の疑問は、中国風のやり方が用いられたのではないかという推測にとどまるものであった。

具体的に、ひとつひとつ読みをつづけた。史料(イ)～(ヘ)の六記事に共通する特徴は何か。通念的理解に導かれながら、私なりの疑問に沿って読んで気がついたことはこれらの記事が、おおむね一つのパターンで記されているということであった。(イ)執権者、(ロ)被行為者、(ハ)執権者の行為・執行の総括用語がほぼ全ての記事に明示されている。史料(イ)～(ヘ)の記事にそれぞれ、◎印、○印を附しておいた。○印は、被行為者だが、悉く、婦、人、女の用語がもちいられている。◎印は、執権者の行為・執行の総括用語と捉えたのだが、観、快、咲、楽とあり、いづれも皇帝、天皇の行為を表記する用語がもちいられているのであった。

史料(イ)～(ヘ)の記事のうち、中国の史書、用例集からの直接の引用文は史料(イ)の記事のみである。他の記事は『日本書紀』の編者、執筆者の独自の文章なのである。そしてその全てが、被行為者を人または女と記しているという

共通点に注目した。王権の統治下にある者を等しく人または女と表記する思想は、律令国家の人民観に通ずる。日本の場合、鬼頭清明氏の検討があるが、律令施行期の初期の段階に、国人、郡人、里人という如く、被統治下の行政領域の編成下にある人々を人または女と表記した。この様に行爲の総括用語として王者の行爲を表記する用語を用い、被行爲者を被統治者を指示する用語である人または女と表記する、これら記事群は、単に武烈天皇の暴虐をかたる意味のものではなく、新しい王権と被統治者の時代の到来を予告・予見するものであるという考えに思い到ったのである。

これらの記事群に記されている行爲にもまた共通する特徴を発見した。それは過激な表現であれ、これらは全て処刑記事であるという点である。王者の行爲としての処刑とは、刑罰権の行使といってよい。日本古代の王権の歴史は、国家史の視点から整理すると、大王の時代と天皇の時代に大きく二分されよう。その大王の時代の後半期に国造が諸地域及び諸地域の人々を支配する時代があったが、国造の領域支配の指標の一つとして、石母田正氏は三つの指標の一つとして刑罰権の行使を指摘する。いまここで、これらの記事群(イ)~(ハ)の史料にかき記された数々の刑罰権の行使が、国造の実態に則したものなのか、国造の刑罰権の究極の根拠を明示しようという努力のあらわれなのか、国造の刑罰権が大王権に統一

されたことを明示しようとしたものなのか、確定しようとする作業にはとりかからない様にした。書紀編者、執筆者がそうした新しい国家史の到来を予見しようとして、武烈紀のこれらの記事群(イ)~(ハ)の史料を作成したとする私なりの読みの到達点を提示したい。

二

『日本書紀』巻四は、綏靖天皇以下開化天皇に至る八代の天皇紀を収録し、いわゆる欠史八代紀といわれている。これまでの通念的理解を整理し要約すれば、(イ)系譜的なものであり、皇位継承に関すること以外はほとんど物語のない部分である。(ロ)この八代の名、及び系譜関係には後世的な造作性が著しい、という二点を指摘することが許されるであろう。このほかにも、八代の天皇について、とりわけ八代の天皇の国風諡号の分析から、さまざまな指摘が行なわれているのだが、そうした事柄も十分に意識しながら、以上の二点について、私の読みをやや詳しく読みのプロセスをもふくめて提示したい。書紀編者、執筆者からの巻四を通してのメッセージはこの様なものだったのか。

書紀編者、執筆者からの巻四を通してのメッセージを受止める作業は、巻四全体の文章を確認することからはじめなければならない。私じしんをふくめて、はじめて巻四に出会う方を念頭において、巻四全体をまず紹介しよう。巻四全体の文章は次の如くである。

書紀編者三氏長崎 纂書長崎

神_一 淳名川耳天皇、神_二 日本磐余彥天皇第
三子也、母曰_一 媛蹈鞬五十鈴媛命、事代
主神之_二 大女也、天皇_一 風姿岐嶷少有三雄
拔之氣、及_二 壯容貌魁偉、武藝過_一 人、
而志尚沈毅、至_二 卅八歲、神_一 日本磐余彥
天皇崩、時神_二 淳名川耳尊_一 孝性純深、悲
慕無_二 已、特留_一 心於_二 喪葬之事_一 焉、其
庶兄_二 手研耳命_一 行年已長、久歷_二 三朝_一 機、
故亦委_二 事而親之_一、然其_二 王立_一 操庶懷、
本乖_二 仁義_一、遂以_二 諛聞之際_一 威福自
由、苞_二 藏禍心_一 圖害_二 二弟子_一、時也_二 大
歲己卯、冬十一月、神_二 淳名川耳尊_一 與
二兄_一 神八井耳命、陰知_二 其志_一 而善防
之、至_二 於山陵事畢_一、乃使_二 弓部稚
彥_一 造_二 弓、倭鍛部天津真浦造_一 真露
鏃、矢部作_二 箭_一、及_二 弓矢既成_一、神_二 淳
名川耳尊_一 欲_二 以射_一 殺_二 手研耳命_一、會_二
有_一 手研耳命於_二 片丘大齋中_一、獨臥_二 于大
牀_一、時神_二 淳名川耳尊_一 謂_二 神八井耳命_一 曰、
今適_二 其時成也_一、夫言_二 貴密_一、事宜_二 慎_一、
故我_二 之陰謀_一 本無_二 預名_一、今日之事、唯
吾與_二 爾自行之耳_一、吾當_二 先開_一 齋戶、爾
其射_二 之、因相隨_一 進入、神_二 淳名川耳尊_一 突
_二 開_一 其戶、神八井耳命則_二 手脚戰慄_一、不_二
能_一 放_二 矢_一、時神_二 淳名川耳尊_一 擊_二 取_一 其兄所
持_二 弓矢_一、而射_二 手研耳命_一、一發中_二、曾再
發中_二、背_一、遂殺_二 之_一、於是、神八井耳命
慙_二 然自服_一、讓_二 於神_一 淳名川耳尊_一 曰、吾
是_二 乃兄_一、而懦弱不能_二 致果_一、今汝特_二 擬_一
神武、自誅_二 元惡_一、宜哉乎、汝之光_二 臨_一 天
位、以承_二 皇祖之業_一、吾當_二 爲_一 汝輔_二 之_一 奉
_二 典神祇_一 者、是即_二 多臣之始祖也_一、
元年春正月壬申朔己卯、神_二 淳名川耳尊_一
即_二 天皇位_一、都_二 葛城_一、是謂_二 高丘宮_一、尊
_二 皇后曰_一 皇太后、是年也_二 太歲庚辰_一、

二年春正月、立_二 五十鈴依媛_一、爲_二 皇
后_一、云_二 春日縣主大日諸女_一、云、
日縣主大日諸女、
縣主大日諸女、
縣主大日諸女、
縣主大日諸女、即_二 天皇之
姨也_一、后生_二 磯城津彥玉手看天皇_一、
四年夏四月、神八井耳命薨、即葬_二 于
畝傍山北_一、
廿五年春正月壬午朔戊子、立_二 皇子磯
城津彥玉手看尊_一、爲_二 皇太子_一、
卅三年夏五月、天皇不豫、癸酉崩、時
年八十四、

磯城津彥玉手看天皇 安寧天皇
磯城津彥玉手看天皇、神_二 淳名川耳天皇
太子也、母曰_二 五十鈴依媛命_一、事代主
神之_二 少女也、天皇_一 以_二 神_一 淳名川耳天皇
廿五年、立_二 爲_一 皇太子、年廿一、卅三
年夏五月、神_二 淳名川耳天皇_一 崩、其年秋
七月癸亥朔乙丑、太子即_二 天皇位_一、
元年冬十月丙戌朔丙申、葬_二 神_一 淳名川
耳天皇於_二 倭桃花島田丘上_一 陵、尊_二 皇后_一
曰_二 皇太后_一、是年也_二 太歲癸丑_一、
二年、遷_二 都於片鹽_一、是謂_二 浮孔宮_一、
三年春正月戊寅朔壬午、立_二 淳名底仲
媛命_一、亦曰_二 媛_一、爲_二 皇后_一、一書云、
媛、
媛、
媛、
媛、女_二 津媛_一、媛、
媛、
媛、
媛、一書云_二 大江
宗信_一 妻_二 媛_一、
先_二 是皇后生_一 二皇子_一、第一曰_二 息石耳
命_一、第二曰_二 大日本彥相友天皇_一、
一云、
生_二 淳名尊子_一、
淳名尊子_一、
淳名尊子_一、
淳名尊子_一、第一曰_二 常世彥_一、第二曰_二
大日本彥相友天皇_一、第三曰_二 磯城津彥命_一、
十一年春正月壬戌朔、立_二 大日本彥相
友尊_一 爲_二 皇太子_一 也、弟_二 磯城津彥命_一、
是_二 猪俣連之始祖也_一、
卅八年冬十二月庚戌朔乙卯、天皇崩、
時年五十七、

大日本彥相友天皇 懿德天皇
大日本彥相友天皇、磯城津彥玉手看天

皇第二子也、母曰三滯名底仲媛命、一事代主神孫、鳴玉女也、磯城津彥玉手看天皇十一年春正月壬戌、立爲三皇太子、年十六、卅八年冬十二月、磯城津彥玉手看天皇崩、

元年春二月己酉朔壬子、皇太子即天皇位、秋八月丙午朔、葬三磯城津彥玉手看天皇於畝傍山南御陰井上陵、九月丙子朔己丑尊三皇后、曰三皇太后、是年也太歲辛卯、

二年春正月甲戌朔戊寅、遷三都於輕地、是謂三曲峽宮、二月癸卯朔癸丑立三
天豐津媛命爲三皇后、弟三云云、磯城縣主業
皇二云云、天豐津媛命后生三觀松彥香殖稻天
皇二云云、天豐津媛命

廿二年春二月丁未朔戊午、立三觀松彥香殖稻尊爲三皇太子、年十八、
卅四年秋九月甲子朔辛未、天皇崩、

觀松彥香殖稻天皇 孝昭天皇

觀松彥香殖稻天皇、大日本彥稻友天皇太子也、母皇后天豐津媛命、息石耳命之女也、天皇以三大日本彥稻友天皇廿二年二月丁未朔戊午、立爲三皇太子、卅四年秋九月、大日本彥稻友天皇崩、明年冬十月戊午朔庚午、葬三大日本彥稻友天皇於畝傍山南織沙路上陵、

元年春正月丙戌朔甲午、皇太子即天皇位、夏四月乙卯朔己未、尊三皇后、曰三皇太后、秋七月遷三都於掖上、是謂三池心宮、是年也太歲丙寅、

廿九年春正月甲辰朔丙午、立三世襲足媛、爲三皇后、云云、倭國豐秋奈太雄女、大非媛也、
后生三天足彥國押人命、日本足彥國押人天皇、

六十八年春正月丁亥朔庚子、立三日本足彥國押人命、爲三皇太子、年廿、天足彥國押人命、此和珥臣等始祖也、

八十二年秋八月丁巳朔辛酉、天皇崩、

日本足彥國押人天皇 孝安天皇

日本足彥國押人天皇、觀松彥香殖稻天皇第二子也、母曰三世襲足媛、尾張連遠祖瀛津世襲之妹也、天皇以三觀松彥香殖稻天皇六十八年春正月、立爲三皇太子、八十二年秋八月、觀松彥香殖稻天皇崩、

元年春正月乙酉朔辛卯、皇太子即天皇位、秋八月辛巳朔、尊三皇后、曰三皇太后、是年也太歲己丑、

二年冬十月、遷三都於室地、是謂三秋津嶋宮、

廿六年春二月己丑朔壬寅、立姪押媛、爲三皇后、云云、磯城縣主業江女、長媛、
后生三三日本根子彥太瓊天皇、

卅八年秋八月丙子朔己丑、葬三觀松彥香殖稻天皇于掖上博多山上陵、七十六年春正月己巳朔癸酉、立三三日本根子彥太瓊尊爲三皇太子、年廿六、

百二年春正月戊戌朔丙午、天皇崩、

大日本根子彥太瓊天皇 孝靈天皇

大日本根子彥太瓊天皇、日本足彥國押人天皇太子也、母曰三押媛、蓋天足彥國押人命之女乎、天皇以三日本足彥國押人天皇七十六年春正月、立爲三皇太子、百二年春正月、日本足彥國押人天皇崩、秋九月甲午朔丙午、葬三日本足彥國押人天皇于半手丘上陵、冬十二月癸亥朔丙寅、皇太子遷三都於黑田、是

謂廬戶宮、

元年春正月壬辰朔癸卯、太子即天皇位、尊_二皇后_一曰_二皇太后_一、是年也太歲辛未、

二年春二月丙辰朔丙寅、立_二細媛命_一爲_二皇后_一、一云、春日乳乳山香媛也、一云、后生、大市縣主等祀女、原宮陵也、

日本根子彥國牽天皇、妃倭國香媛釋名、生_二倭迹迹日百襲姬命、彥五十狹芹彥命、釋名、倭迹迹稚屋姬命、亦妃姐某弟、生_二彥狹嶋命、稚武彥命、弟稚武彥命、是吉備臣之始祖也、

卅六年春正月己亥朔、立_二彥國牽尊_一爲_二皇太子_一、

七十六年春二月丙午朔癸丑天皇崩、

大日本根子彥國牽天皇 孝元天皇

大日本根子彥國牽天皇、大日本根子彥太瓊天皇太子也、母曰_二細媛命_一、磯城縣主大目之女也、天皇以_二大日本根子彥太瓊天皇卅六年春正月_一、立爲_二皇太子_一、年十九、七十六年春二月、大日本根子彥太瓊天皇崩、

元年春正月辛未朔甲申、太子即天皇位、尊_二皇后_一曰_二皇太后_一、是年也太歲丁亥、

四年春三月甲申朔甲午、遷_二都於輕地_一、是謂_二境原宮_一、

六年秋九月戊戌朔癸卯、葬_二大日本根子彥太瓊天皇于片丘坂陵_一、

七年春二月丙寅朔丁卯、立_二鸞色謎命_一爲_二皇后_一、后生_二一男一女_一、第一曰_二大彥命_一、第二曰_二稚日本根子彥大日日天皇_一、第三曰_二倭迹迹姬命_一、一云、男、心命也、弟、妃伊香色謎命生_二彥太忍信命_一、次妃河內青玉繫女、埴安媛、生_二武埴安彥

命_一、兄大彥命是阿倍臣、膳臣、阿閉臣、狹城山君、筑紫國造、越國造、伊賀臣凡七族之始祖也、彥太忍信命、是武內宿禰之祖父也、

廿二年春正月己巳朔壬午、立_二稚日本根子彥大日日尊_一爲_二皇太子_一、年十六、五十七年秋九月壬申朔癸酉、大日本根子彥國牽天皇崩、

稚日本根子彥大日日天皇 開化天皇

稚日本根子彥大日日天皇、大日本根子彥國牽天皇第二子也、母曰_二鸞色謎命_一、穗積臣遠祖鸞色雄命之妹也、天皇以_二大日本根子彥國牽天皇廿二年春正月_一、立爲_二皇太子_一、年十六、五十七年秋九月、大日本根子彥國牽天皇崩、冬十一月辛未朔壬午、太子即天皇位、

元年春正月庚午朔癸酉、尊_二皇后_一曰_二皇太后_一、冬十月丙申朔戊申、遷_二都于春日之地_一、一云、此字、是謂_二奉川宮_一、伊祖川、此字、是年也太歲甲申、

五年春二月丁未朔壬子、葬_二大日本根子彥國牽天皇于劍池嶋上陵_一、

六年春正月辛丑朔甲寅、立_二伊香色謎命_一爲_二皇后_一、一云、此字、是謂_二御間城_一、入彥尊爲_二皇太子_一、年十九、先是、天皇納_二丹波竹野媛_一爲_二妃_一、生_二彥湯產隅命_一、釋名、次妃、和珥臣遠祖姥津命之妹、姥津媛生_二彥坐王命_一、

廿八年春正月癸巳朔丁酉、立_二御間城入彥尊_一爲_二皇太子_一、年十九、

六十年夏四月丙辰朔甲子、天皇崩、冬十月癸丑朔乙卯、葬_二于春日奉川坂本陵_一、一云、坂上陵、

(一) 伊祖川、此字、是年也太歲甲申、

天皇から開化天皇までの天皇の国風諡号と漢風諡号のリストがあるが、それはそれぞれの天皇紀にそれぞれ明記されているので、そのリストは省略した。おわびしたい。巻四の文章部分は先掲した通り、全体の構成は、各天皇ごとに、国風諡号、漢風諡号、即位前紀、天皇伝、編年体の本紀となっている。

個々に要約しよう。二代綏靖天皇紀は、即位前紀に、^A系譜関係、^B立太子、^C先天皇崩御の資質、^D神武天皇の崩御、^E神武天皇の喪葬に関する綏靖天皇の心のうち、^F天皇が皇位継承に至る経緯が記されている。本紀は、元年条に即位、^G遷都、^H皇太后の諸記事、二年条に立后・皇子女記事、四年条に神八井耳命の薨・葬記事、二五年条に立太子記事、三三年条に天皇崩御記事が記されている。

三代安寧天皇紀は、即位前紀に、^A系譜関係、^B立太子、^C先天皇崩御、即位のことが記されている。本紀は、元年条に^D先天皇の葬、^E皇太后、二年条に^F遷都、三年条に立后・皇子女、十一年条に立太子、三八年条に天皇崩御の各記事を記している。四代懿徳天皇紀は、即位前紀に、^A系譜関係、^B立太子、^C先天皇崩御のことが記されている。本紀は、元年条に即位、^D先天皇の葬、^E皇太后、二年条に^F遷都、^G立后・皇子女、二二年条に立太子、^H三四年条に天皇崩御の各記事を記している。

五代孝昭天皇紀は、即位前紀に、^A系譜関係、^B立太子、^C先天皇崩御、^D先天皇の葬のことが記されている。本紀は、元年条に即位、^E皇太后、^F遷都、^G二九年

条に立后・皇子女、^I六八年条に立太子、^J八三年条に天皇崩御の各記事を記している。六代孝安天皇紀は、即位前紀に、^A系譜関係、^B立太子、^C先天皇崩御のことが記されている。本紀は、元年条に即位、^D皇太后、二年条に^E遷都、^F二六年条に立后・皇子女、^G三八年条に先天皇の葬、^H七六年条に立太子、^I一〇二年条に天皇崩御の各記事を記している。

七代孝靈天皇紀は、即位前紀に、^A系譜関係、^B立太子、^C先天皇の崩御、^D先天皇の葬、^E遷都のことが記されている。本紀は、元年条に即位、^F皇太后、二年条に立后・皇子女、^G三六年に立太子、^H七六年条に天皇崩御の各記事を記している。八代孝元天皇紀は、即位前紀に、^A系譜関係、^B立太子、^C先天皇の崩御のことが記されている。本紀は、元年条に即位、^D皇太后、四年条に遷都、^E六年条に先天皇の葬、^F七年条に立后・皇子女、^G二二年条に立太子、^H五七年条に天皇崩御の各記事を記している。

九代開化天皇紀は、即位前紀に^A系譜関係、^B立太子、^C先天皇の崩御、即位のことが記されている。本紀は、元年条に、^D皇太后、^E遷都、^F五年条に先天皇の葬、^G六年条に立后・皇子女、^H二八年条に立太子、^I六〇年条に天皇崩御、^J天皇の葬の各記事を記している。以上の如くである。確認して戴きたい。

巻四の綏靖天皇から開化天皇に至る間の記事を悉く項目化し、記事の配置に従って列挙した。項目を分類し、同一項目にはそれぞれ同一の記号を附した。文中のA～Lの記号がそれである。

ただ、先天皇の喪葬に関する記事と先天皇の葬記事は、同じものとして扱い、記号Dを附した。同じ方法で、皇位継承理由と即位前紀にみえる該天皇の立太子記事も同じものとして扱い、記号Eを附した。また、立后記事と皇子女記事は新しい皇室の形成の物語として一括して、記号Iを附した。皇室の成立という視点でこの記事をみたからである。以上の分類上の操作がふくまれるが、巻四の文章をA～Lの項目に整理した。A～Lの項目は十二であり、改めて列挙すると次の如くである。

- A. 系譜関係
- B. 天皇の資質
- C. 先天皇の崩御
- D. 先天皇の（喪）葬
- E. 皇位継承理由（立太子）
- F. 即位
- G. 遷都
- H. 皇太后
- I. 立后・皇子女
- J. 次期天皇の立太子
- K. 天皇崩御
- L. 天皇の葬

以上の十二項目は、B天皇の資質、L天皇の葬の二項目を除いて、全ての天皇紀にほぼ均しく記述されている。これまでの通念的理解は、この点を捉えて、(イ)系譜的なものであり、皇位継承に関すること以外はほとんど物譜のない部分である。(ロ)この八代の名・及び系譜関係には後世的な造作性が著しい、としてきた。項目が十～十二に限

定され、項目が重複して記述されていることからして、私もまた、この様に総括して整理し綏靖天皇紀から開化天皇紀をまずみきわめることについて異議はない。しかし、書紀編者、執筆者のメッセージはこの様なものであったのか。もう一步進めて欠史八代紀に熟中してみた。これらの記述に託された未来への予見をどう受けとめるかという視点で欠史八代紀に託された書紀編者・執筆者のメッセージを、私なりに読みとってみた。私の読みはこうである。なぜ、項目が十～十二に限定されたのか、これらの項目は単純に、一定のマニュアルに従ってそれぞれの天皇紀に同一の手法で記述されているのか。この二つの疑問から出発し欠史八代紀を読んだ。

この二つの疑問に沿って八代紀の物語を再構築した。文中、それぞれの天皇紀の要約中にA～Lの記号を附す作業がそれである。叙事詩や抒情詩の形式をとる物語もあれば、いはばその骨組でもあるプロットの配列もまた書紀編者・執筆者の構想を提示する物語の一種である、と考えた。

読みを更に一步進めるに際して、書紀編者・執筆者の構想が核的に提示できる様に、思いきって、綏靖天皇紀から開化天皇紀のそれぞれに記述されたA～Lの項目のうち、A系譜関係、B天皇の資質、H皇太后、J次期天皇の立太子、K天皇崩、L天皇葬の六項目を除いて読んでみた。構想の重要部分と思われるC、D、E、F、G、I

の六項目にしばって読みを進める。この六項目が何故、構想の重要部分なのか。書紀編者・執筆者の執筆のもっとも重要なテーマは個々の王権の成立、展開史そのものであり、これら六項目がその記述の必須の事項だからである。それぞれの天皇が、どの様な経緯で天皇への階段をかけ登っていったのか、どの様にしてそれぞれの王権が形成されていったのか、の二点にしばって、これら八代紀にそれぞれの独自の物語があるのか、否かをみきわめ、書紀編者・執筆者のメッセージを明確にうけとめたいと考えた。六項目の配列を改めて列挙したのが次表である。

天皇	即位前紀	本紀
2 綏靖	C・D・E	F・G・I
3 安寧	E・C・F	D・G・I
4 懿德	E・C	F・D・G・I
5 孝昭	E・C・D	F・G・I
6 孝安	E・C	F・G・I・D
7 孝靈	E・C・D・G	F・I
8 孝元	E・C	F・G・D・I
9 開化	E・C・F	G・D・I

上掲の表から明確にみてとれる書紀編者・執筆者の記述上の原則の有無の確認の作業も大事である。私は二つ発見した。その二つの原則をまず整理しておきたい。第一の原則は、E皇位継承理由（立太子）、C先天皇の崩御記事を即位前紀に記述すること。尚いえば更に、E・Cの記述の順序、記事の配列について、綏靖天皇紀を除いて、全てE→Cであることも記述上の原則に準ずるかもしれない。綏靖天皇即位

前紀のE・C記事は独自の記事構成をとっているからである。B天皇の資質が唯一認められた点もふくめて、さきに引用した綏靖天皇紀の即位前紀は、八代紀のなかで悉く異質のものである。第二の原則は、I立后・皇子女記事を本紀に記述すること。新しい皇室の形成は、本紀の必須の記事として位置づけられている。

欠史八代紀の各天皇紀に共通する点は、私なりにいえば、通念的理解とは異なり、この様な部分についての僅かにこの二点に限られている。これが、欠史八代紀の記述上の特徴の一つである。執筆上の原則、マニュアル性は確かに存在する。しかし以上の二点は、構想の骨子にはならないことを確かめ得たのではなからうか。以上の確認はむしろそれぞれの各天皇紀が独自の物語を展開している可能性を明示していると思う。以上の確認作業をふまえて、読みを一步進め、各天皇紀を特色づけ、物語の多様性をうみだしている要素を次に整理してみよう。各天皇紀に独自性、多彩性を付与する要素は様々にみてとれる。しかし、私はもっとも基本的な要素として次の二つを提示したい。第一の要素は、DとFの位置関係である。D先天皇の葬が、F即位の前に記述されているのは、綏靖、孝昭、孝靈の三例である。あとの五例は順序が逆でF即位よりはあとの方にD先天皇の葬が配列されている。記述上の二つの原則と併せて王権成立史を整理すると、立太子→先天皇崩→先天皇葬→即位と

いう経過が一般的には、時系列的には、想定されよう。D→F、F→Dの王権成立史は同一のものではなく、本質的に異なる。この二種類の物語は異なる王権成立史ではなからうか。石井輝義氏は、喪葬の経緯のなかで次期天皇候補が具体化していくと指摘しているが、先天皇の葬は、次期天皇候補の決定に必要な儀礼というのであった。書紀編者・執筆者は意図的に、この二種類の物語を欠史八代紀に列挙しているのである。巻四として一括された欠史八代紀は、多様な個々の王権成立史の陳列の場である。D→Fのありかたと、F→Dのありかたの双方の歴史が日本古代史に現実に存在していたという主張、または、その可能性が日本古代史には存在したという書紀編者・執筆者のメッセージの伝達の間であったと私は読む。書紀編者・執筆者の構想は多彩であり、具体的である。D・Fの位置関係について更に読みを進める。D→Fの記述の場合は、全て、即位前紀にD先天皇の葬を記述し、本紀にF即位を記述しているが、F→Dの記述の場合は、懿徳、孝安、孝元天皇紀の様に、F・Dともに本紀に記述するか、または、安寧、開化天皇紀の様に、F即位を即位前紀にD天皇の葬を本紀に記述する。こうした点も重視するならば、更に三種類の個々の王権史が叙述されているのである。書紀編者・執筆者が留保する選択肢は多様で、意図的に提示するメッセージは明快である。私はそう読んだ。

各天皇紀を特色づけ、物語の多様性をうみだしている第二の要素は、G遷都記事の配置についてである。G遷都記事は、実に多様な位置関係にある。先に引用した各天皇紀の本紀部分の表示の様に記事の配列の一番目、二番目、三番目の位置にそれぞれあり、また、F→G、D→G、F→D→G、G→Dという記事の配列順に記述され、欠史八代紀のそれぞれの天皇紀の物語の多様性をうみだす要素となっているのが読みとれよう。しかし、私がかもっとも注目するのは、孝靈天皇紀のケースである。

孝靈天皇紀にみえる新しい王権の成立史のストーリーは、即位前紀部分に、皇位継承理由（立太子）→先天皇崩→先天皇葬→遷都、とあり、本紀部分に、即位→立后・皇子女となっている。私のかもっとも注目するのは、遷都記事が即位記事のまえに配置されている点である。即位前の天皇＝皇太子が遷都したという。物語の中の日本史、事実としての日本史のなかで、天皇以外の者が遷都したという伝承・記録は他にない。しかし欠史八代紀の編者・執筆者は天皇制、国体の根幹に関わるこうしたケースを構想し提示する。

遷都または定都は誰が行うのか。あるいは行ないうるのか。欠史八代紀からのメッセージを受けとめ改めて考えこまざるを得ない。日本古代の都城史が事実としていつからはじまるのか議論があろうが、都京史としては、藤原京あたりがその起点ではなからうか。

つまり、日本古代の律令国家において、藤原京以降、遷都・定都は天皇の専権行為である。そうした律令国家の天皇と遷都・定都との関係を反映して、それ以前の遷都・定都も天皇と深くむすびつけられている。欠史八代紀もまた孝靈天皇紀をのぞいて悉く即位後、または本紀に、遷都は記述されている。

それでは孝靈天皇紀にみえる書紀編者・執筆者のメッセージは何か。いかなる選択肢、可能性として記述されたのか。布施克享氏は藤原京への遷都関係史料を詳しく検討し、持統四年に、藤原京遷都の手順のなかで、高市皇子と持統天皇がそれぞれ独自に公卿百寮を率いて藤原宮地を「観」している事実に着目された。この二つの「観」は下掲の如くほとんど同じ記述である。

史料A

高市皇子^レ観^ル藤原宮地^ニ。公卿百寮^ヲ率^テ從^ヒ。

史料B

天皇幸^リ藤原^ニ。観^ル宮地^ニ。公卿百寮^ヲ率^テ從^ヒ。

この二つの史料の相違点は、布施氏の指摘に従えば、観の主体が高市皇子、天皇とちがうこと、史料Bに「皆」が記されていること、史料Bの天皇の場合に「幸藤原観宮地」とあることの三点に求められよう。私が、この二つの史料で、もっとも興味ぶかく思うのは、史料Bに「皆」とある点についてである。つまり、これは高市皇子をふくめて「皆」と記したのだと思う。高市皇子は自身公卿百寮を引率し、

「観」し、また、天皇の「観」に従った。高市皇子は公卿百寮を率いることのできる人物であるとともに、彼自身は公卿百寮の一人・筆頭者ではなかったかと考えた。つまり、ここでは、公卿百寮の筆頭者と遷都との関係が、天皇の遷都と並列的に記されているのである。遷都についてそうした手順が、国家史のなかで想定しえるのではないか。もちろん、公卿百寮の一人で、かつ公卿百寮の筆頭者とはどのような存在であったのかは不分明で明確にしがたい。しかし、視点をかえて整理すれば、公卿百寮が会し議す場である朝堂の討議の責任者であったと私は考える。山崎道治氏は、朝堂の歴史を語るなかで、古代中国において、朝堂の議題になるものとして国危、国遷、立君を挙げるが、国遷とは遷都のことであるという。これらが、祭司と軍事とともに議論されるものとして朝堂が成立し、その参加者として公卿百寮という用語が生まれたのである。

藤原京遷都に関して史料A・Bの二つの史料が並んでいるのは、遷都の手順として、どの段階をどう強調するかは別として公卿百寮の関与の動き、天皇の関与の動き、この二つの段階が時系列的に記述されたのではないかと考えた。孝靈天皇紀に関する書紀編者・執筆者のメッセージは、日本古代の国家のありかたについて、国家の意思形成と発動がこの様な手順を内包するものであったということか、あるいはありえた可能性を王権形成史の一つとし

て、選択肢の一つとして創作し例示したものであるとうけとめた。

欠史八代紀は実に多彩な意思伝達の世界である。むしろ、想定される王権形成史の基本的諸形態を悉く列挙し、展示した巻ではなかったか。それはまた、日本の王権史が今後採りうる選択の巾を予告・予見しようという試みの産物であったとも考えられよう。八天皇紀はどれひとつとっても同じものはない。ひとつひとつの天皇紀が、それぞれひとつひとつの王権の形成過程の物語を提示していると読んだ。いはば、日本古代の王権が、実にさまざまな経緯のなかで成立したというメッセージ、今後の選択肢も多様であるというメッセージこそが、八代紀の編集・執筆の意図ではなかったか。発信されたメッセージをこう解釈したい。崇神紀以降の天皇紀がある程度共通した骨組で記述され、項目が配列されているのを読むにつれ、八代紀に異色性を覚え、その意味で八代紀の特色を感じている。

欠史八代紀を特色づけ、物語の多様性をうみだしている要素として、先天皇の葬と即位の関係と、それに遷都の二つの記述のありかたにしぼって読んだ。最後に敢えて、歴史を学ぶ者として、一言述べるのをお許し戴きたい。皇位継承に関わる先天皇葬と即位、新しい王権の世界の設定としての遷都の二つは、王権の最重要事項である。この二つについて欠史八代紀は、全体の記述の工夫のなかで、複数の選択肢を並べ、複数の未来を予見している。そ

のいずれのケースの個々の王権史の道筋の実在性、または可能性について、日本古代の歴史ではありえたと主張し、またはありうると予見する書紀編者・執筆者の歴史観とまっとおに相對しなければ、歴史の声を聞きのがしてしまいかもかもしれない、という思いに至っている。

三

編集担当者から、学問の醍醐味について論文を書けといわれた。とんでもないはなしである。専門分野での勉強では、緊張して醍醐味などは夢のまた夢である。『日本書紀』を専門に研究している方には申し訳ないが、この二年間の全学共通カリキュラム運営センター生活を私なりに私を支えてきた『日本書紀』読み的一端を書かせて戴いた。『日本書紀』の読みの成果というのではなく、読み方のいく通りかを列挙した。文体を手がかりにした読み、神武紀、キーワードをみつけての読み、武烈紀、紀の構成と骨組に戻しての読み、八代紀の三つのケースを並べた。神武紀は長大であり書ききれないので導入部に使っただけである。論題に『日本書紀』二題としたのは、三題ばなしではないというつもりではない。

文学を読む訓練をした訳ではなく、自我流に巻を選んで読む。興味をもって読まないと仲々読みは難しい。好奇心と想像力は、手がかりを一つ一つみつける過程で、あっという間にいやまず。しかし、興味も好奇心も想像力もわいてこない時はどうしようもない。

ある先生は方法を鍛え、研究史を学び、問題把握に努めよと教示された。しかし自分の専門分野ではない場合、そうした学問の方法を自学自修することは短期間では難しい。立止ってしまう。この二年間に感得したことが、むしろ、人間は不思議なことに、立止ったまま硬直状態になってしまうのも得意だが、どうしたことか、いつまでも硬直状態のままにいても不得手であるということに気がついた。また不思議なことに硬直している自分、それを見ている自分、自分に愛の手をさしあげる自分、苦難を代ってやる自分という様に一人で何役もこなすことができるというのも、全カリ生活で感得した。なによりも立止って硬直状態にいる時間が、人によってちがいがあがるが、そう長くはないということも、実務で酷

使されながらも発見した。

興味も好奇心も想像力もわいてこない時は学問の方法を鍛えることで、この苦難の状況を突破しようと思わない方がよい。もちろんこうした状況に陥入らない方々や自分の好きなことだけをやっている方々には無縁のことだが。この二年間私じしんを勇気づける為に私が私じしんに語りかけた言葉を列挙しよう。

- 一、若者らしく勉強しよう。
- 二、壁を認識しよう。
- 三、問題を核心的に考えよう。
- 四、選択肢を並べよう。
- 五、人に語ろう。

(のだ れいし 本学文学部教授 全カリ運営センター 総合部会長)